三重県立子ども心身発達医療センター

# 次期医療情報システム再構築に関する第2回情報提供依頼 (RFI)

#### 1. 背景

三重県立子ども心身発達医療センターが所管している医療情報システム(以下「現行システム」という。)は、本県の大規模基幹システムとして、また、本県の業務に必要不可欠な業務システムとして位置付けられています。

現行システムは、平成27~28年度に開発、平成29年度から運用を開始しています。現行システムのサポート期限が令和6年3月末に終了します。

## 2. 目的

三重県立子ども心身発達医療センターは、上記事項に対応すべく、次期システムのあり方に ついての調査・検討を進めています。

本情報提供依頼(RFI)は、調査・検討を進めるに当たり、本県が想定するシステム要件や懸念事項に対する貴社パッケージ・サービスの対応状況や開発、保守、運用等の費用、他県導入事例等を把握し、次期システム再構築方法の実現性・妥当性・経済性の検証を行うことをもって、次期システムに係る基本計画を策定することを目的としています。

つきましてはご多忙中と存じますが、本県の取組に対するご協力をお願い申し上げます。

# 3. 情報提供依賴内容

以下「情報提供依頼事項」のとおり、本県が提示する要件を踏まえた機能仕様、機器構成、システム運用等の案について、導入及び導入後の運用経費の概算見積などの情報提供をお願いします。基本的に別添資料 2-2「三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築/運用・保守業務委託業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)の要件を踏まえたものとしますが、職員の業務効率を向上させるため、又はシステム運用経費の縮減を行うための機能及びシステム運用方法等があれば、積極的な提案を求めます。

- ※ 発注条件は、発注時の状況等により変化するため、本条件をそのまま適用するとは限りません。
- ※ 提案に当たって前提条件がある場合には、その旨提案書に明記してください。

# 【情報提供依頼事項】

- (1) パッケージの名称
- (2) パッケージの導入実績 導入した医療機関名称・規模、主な診療科目、導入時期等
- (3) 機能概要

## (4) 機能要件適合状況

次期システムに求める機能要件を業務仕様書に記載しております。各要件について、貴 社提案における適合状況を以下の凡例に従って業務仕様書の所定欄に記入のうえ、ご回答 ください。

<凡例>

標準機能で対応可能 : ◎

運用で対応可能 : ○カスタマイズにて対応(※) : △

対応不可 : ×

※ 適合状況が「△」の場合はカスタマイズ費用、適合状況が「○」場合は対応方法、適合状況が「×」の場合は理由をそれぞれの欄に記載を記載してください。

(5) 導入スケジュール案

工程別の構築期間を含むもの。

- ※ なお、本県が提示している構築期間を短縮できる場合は、短縮したスケジュールを ご提示ください。
- (6) システム切替・移行方法
  - ※ なお、次期システムの切替時には、現行システムで使用しているセンタースイッチ、 サーバスイッチ、フロアスイッチについて入替を行い、施設内のネットワーク配線は、 現行システムで使用している既設のものを利用することを想定しています。
- (7) 会社概要

売上高、従業員数、技術者、実績等

(8) 導入実績

導入先、システム概要、概算費用

- (9) 本県に導入する場合のシステム構成例
- (10) 概算費用

様式について、別添資料(3)「見積書様式」又はこれに順じた見積根拠となる明細等を示す様式を用いてください。

(11) 課題に対する提案・対応方法・費用

上記(10)の概算費用には含めず、費用の見積をご提示ください。

#### 4. 提案手続について

(1) 対応窓口·書類提出先

担当者:三重県立子ども心身発達医療センター

管理部 総務企画課 西根

住所: 〒514-0125 三重県津市大里窪田町 340番5

電話番号:059-253-2000

所属あてEメール: childc@pref.mie.lg.jp

## (2) 提案様式・方法

#### ① 様式

「3. (4)機能要件適合状況」、「3. (8)概算費用」以外については、様式は特に定めません。A4 サイズの用紙にて貴社の任意様式にて提出してください。本県から提示した様式については、PDFではなく、Microsoft Office形式でご提出ください。

② 提出部数

紙媒体1部、電子媒体(CD-R 又はDVD-R)1部

③ 提出方法 紙媒体は社印押印の上、郵送又はご持参ください。

④ あて先三重県知事あて

# (3) 提出期限

令和2年5月15日(金曜日)

※ 期限延長を希望される場合は、あらかじめご連絡ください。

## (4) 質疑応答

本件に係る質問、問合せについては、令和 2 年 4 月 20 日 (月曜日) までに原則として電子メールにてお願いします。

### 5. 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、システム導入を検討するための手段であって、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) 提供いただいた情報・資料については、当組織内で配布等いたしますが、承諾なく他団体への配布等はいたしません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書になるため開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (3) 資料の提供に当たって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。
- (4) 提供いただいた情報・資料につきましては、返却いたしません。
- (5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせを行う場合があります。
- (6) 情報提供書類作成にかかわる一切の費用については、貴社でご負担ください。
- (7) 本件に係る本県からの全ての情報については、第三者に対して開示又は漏えいしないようお願いします。